

空気調和機器稼働事業補助金のお知らせ

補助が受けられる方

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の住宅防音工事対象区域（第1種区域）において、国（沖縄防衛局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、**「生活保護法」第6条第1項に規定する被保護者又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条の規定により支援給付を受けている者**で、防音工事により設置した空気調和機器（換気扇及び冷房機。以下「エアコン等」といいます。）の使用に伴う電気代を支払う方が補助を受けることができます。

ただし、エアコン等の使用状況等により補助額が10円未満となる場合には補助を受けることができません。

補助の対象とする経費

- (1) 稼働費：防音工事により設置したエアコン等の稼働に伴い増加した、補助対象期間（原則として、**毎年5月1日から11月30日まで**）における電力量料金
- (2) 地方事務費：補助金等交付申請書等の郵送に要する経費

補助の額

- (1) 稼働費と(2)地方事務費を合算した額。
 - (1) 稼働費：補助対象期間における各月（原則として、電気料金領収書等の6月分から12月分）の電力量料金から、それぞれ中間期の電力量料金（原則として、電気料金領収書等の3月分及び4月分の平均額）を差し引いた額の合算額
ただし、稼働費の補助限度額（20,950円）を超えないものとします。
 - (2) 地方事務費：定額110円

※以下の点にご注意下さい

- 1 補助額算定の結果、稼働費が10円未満となる場合（中間期との差額が発生しない場合）には、稼働費及び地方事務費共、補助することができません。
- 2 電気料金の滞納分については、補助することができない場合があります。
- 3 補助対象期間の途中において、被保護者でなくなった場合、転出した場合、又は新たに被保護者になった場合には、それぞれの補助対象期間に応じた補助の額となりますので、これに該当する方は沖縄防衛局等へご相談ください。
- 4 国（沖縄防衛局）の補助により太陽光発電システムを設置している住宅に住んでいる方は、補助を受けることができません。
- 5 この補助金は収入として認定しない取扱いになっています。

補助金の交付を受けるために必要な事務手続き

(1) 交付申込書の提出

補助金の交付を希望される方は、皆様方に配付する「空気調和機器稼働事業補助金交付申込書」（以下「交付申込書」といいます。）に必要事項を記入
のうえ、令和6年11月29日（消印）までに、沖縄防衛局へ郵送により提出してください。

※ご注意願います

- 1 本申込書に記載された個人情報は、本補助金の交付に関する業務を遂行するために利用されます。なお、国は、知り得た個人情報については徹底した管理を行いますので、ご安心ください。
- 2 現在、銀行等の口座をお持ちでない場合は、申込書を提出する時までに口座（郵便局は除きます）を新設してください。
なお、諸事情により口座を新設できない場合は、沖縄防衛局等へご相談ください。
- 3 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、法律による処罰の対象となります。

空気調和機器稼働事業補助金についてのお問い合わせ

空気調和機器稼働事業補助金（防音工事により設置したエアコン等電気代の一部補助）についてご不明な点、あるいは、詳しい内容をお知りになりたい方は以下のところにお問い合わせ下さい。

相談窓口となる国の機関

機関名及び担当部署：沖縄防衛局 企画部 住宅防音課

所在地：〒904-0295

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

電話：（直通）098-921-8150

（代表）098-921-8131（内線289）